

平成28年12月27日

香川県土木部
土木監理課

香川県工事請負契約約款等の一部改正について

このことについて、国の工事請負契約書等における取扱いに準じて、履行拒否または受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に関する規定を追加する旨の改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 改正の内容

香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）、香川県土木設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第258号）、香川県建築設計業務等委託契約約款（平成11年香川県告示第259号）について、国の工事請負契約書等の規定における違約金の取扱いに準じて、履行拒否または受注者の責めに帰すべき履行不能の場合に関する規定を追加する。

【概要】

「契約が解除された場合等の違約金」として次の場合を規定。

- ・ 受注者がその履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- ・ 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、上記に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225条）の規定により選任された再生債務者等

2 施行期日

平成29年1月1日から施行する。

なお、改正後の約款は施行期日以降に締結する契約について適用します。